

## 地方財政に係る主な用語の解説 ①

用語	解説と見方	算式等
形式収支	歳入総額から歳出総額を差し引いた額で、形式的な収支。	歳入総額－歳出総額
翌年度繰り越し財源	翌年度に繰り越した事業等の財源として、歳出予算から繰り越した金額。	繰越額合計－未収入特定財源額
実質収支	歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度繰り越し財源を差し引いた額で、実質的な収支。	形式収支(歳入総額－歳出総額)－翌年度繰越財源
単年度収支	当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた額で、黒字であれば剰余が生じているか、前年度までの赤字が解消していることになる。	当該年度実質収支額－前年度実質収支額
実質単年度収支	単年度収支に実質的な黒字要素である積立金及び繰上償還金を加え、実質的な赤字要素である基金取り崩し額を差し引いた額。	単年度収支＋積立金＋繰上償還金－基金取崩額
標準財政規模	当該地方公共団体の標準的な状態での一般財源の規模を表すもので、地方税、普通交付税などの計。	{(基準財政収入額－税源移譲相当額(個人住民税)－各種譲与税－交通安全特別交付金－地方特別交付金)×100/75＋税源移譲相当額(個人住民税)＋各種譲与税＋交通安全特別交付金＋地方特別交付金}＋普通交付税
財政力指数	当該地方公共団体の財政基盤の強さを表す指数で、この指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いことになる。	基準財政収入額÷基準財政需要額(過去3カ年の平均数値)
経常収支比率	財政構造の弾力性を表す指標で、人件費、扶助費、公債費などのように毎年経常的に支出される経費に、地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示したものを。 この比率が低いほど普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることとなり、逆に高いほど財政構造の硬直性が進んでいることとなる。	{経常経費充当一般財源の額÷(経常一般財源の総額＋減収補てん債特例分＋臨時財政対策債)}×100(%)
公債費比率	公債費の一般財源に占める割合を示した指標。	{(A－B－C)÷(D＋E－C)}×100(%) A: 地方債元利償還金(繰上償還金、都市計画税充当額等を除く) B: Aに充てられた特定財源 C: 災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費 D: 標準財政規模 E: 臨時財政対策債発行可能額
起債制限比率	地方債の元利償還金(公債費)やこれに準ずる経費が標準財政規模等に対して占める割合を示した指標。	{(A＋F＋G－B－C－H)÷(D＋E－C－H)}×100(%) A～E: 公債費比率に準じる F: PFI事業における債務負担行為に充てられた一般財源等 G: 五省協定・負担金等における債務負担行為に充てられた一般財源等 H: 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(過去3カ年の平均数値)

## 地方財政に係る主な用語の解説 ②

用語	解説と見方	算式等
財政健全化法	<p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月公布) 平成20年4月より施行。(平成20年度は平成19年度決算に基づく比率を公表するのみ。)</p> <p>平成21年4月から本格施行され、各財政指標が一定の基準を超えると財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政の健全化へ向けた取組を行わなければならない。</p> <p>健全化判断比率として、一般会計等で①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率の4指標が、公営企業会計で公営企業毎の資金不足比率がある。</p> <p>財政悪化の度合いを図る基準として、早期健全化基準(公営企業においては、経営健全化基準)と財政再生基準がある。</p>	
実質赤字比率	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。 市町村においては、財政規模に応じて11.25～15%以上で財政健全化法に基づく「財政健全化団体」に、20%以上で「財政再生団体」になる。</p>	<p>一般会計等の実質赤字額÷標準財政規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計等 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当するもの</li> <li>・実質赤字額 繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額</li> </ul>
連結実質赤字比率	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。 市町村においては、財政規模に応じて16.25%～20%以上で財政健全化法に基づく「財政健全化団体」に、40%以上で「財政再生団体」になる。</p>	<p>連結実質赤字額÷標準財政規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結実質赤字額 一般会計及び特別会計の実質赤字額及び公営企業の特別会計における資金不足額の合計(実質赤字額及び資金不足額は、実質赤字額及び資金剰余額を差し引いた実質額)</li> </ul>
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表すもので、公債費の水準を測る指標。(起債制限比率に公営企業会計や一部事務組合への公債費負担等が加味されたもの)</p> <p>地方債の許可団体移行基準として、平成17年度決算から導入された指標であるとともに、平成19年度決算より財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つとなっている。</p> <p>この指標が18%以上の団体にあつては、地方債の発行に当たり公債費負担適正化計画の策定が求められるとともに、国または県の許可が必要となる。</p> <p>また、25%以上で財政健全化法に基づく「財政健全化団体」に、35%以上で「財政再生団体」となり、財政健全化計画、財政再生計画の策定が求められるとともに、地方債の発行はそれぞれの計画を勘案して許可される。</p>	$\{A+B-C-D\} \div (E-D) \times 100 (\%)$ <p>A: 地方債元利償還金(繰上償還金、都市計画税充当額等を除く) B: 準元利償還金(地方債の元利償還金に準じるもの) C: 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 D: 普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債に係る元利償還に係る経費(算入公債費の額)及び準元利償還金に要する経費(算入準公債費) E: 標準財政規模(過去3カ年の平均数値)</p>
将来負担比率	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く)に対する比率。 市町村においては、350%以上で財政健全化法に基づく「財政健全化団体」になる。</p>	$\{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)\} \div \{標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額\}$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来負担額 地方債現在高、退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額、一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額等の計</li> </ul>

## 地方財政に係る主な用語の解説 ③

用語	解説と見方	算式等
資金不足比率	<p>公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率。                      比率は各公営企業会計毎に算定し、20%以上(公営競技を行う法適用企業にあつては0%以上)で、財政健全化法に基づき当該公営企業の経営健全化計画を定めることになる。</p>	<p>資金不足額÷事業の規模</p> <p>・資金不足額                      法適用企業=(流動負債+建設改良以外目的の地方債現在高-流動資産)-解消可能資金不足額                      法非適用企業=(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良目的以外の地方債現在高)-解消可能資金不足額</p> <p>・事業の規模                      法適用企業=営業収益の額-受託工事収益の額                      法非適用企業=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額</p>
地方交付税	<p>地方公共団体間の財源の不均衡を是正し、すべての住民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するためのもので、その用途が制限されない一般財源である。国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分される。                      地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額を交付基準額として算定される。特別交付税は災害など基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要に対して交付される。</p>	<p>基準財政収入額-基準財政収入額                      =財源不足額(交付基準額)</p>
基準財政需要額	<p>普通交付税の算定において、地方公共団体が行う一定水準の行政サービスのために必要な財政需要を、一定の算式により算定した額である。                      算式の単位費用とは測定単位一単位当りの費用、測定単位は人口、面積等の数値、補正係数は自然条件や社会条件などを反映させるものである。</p>	<p>単位費用×測定単位×補正係数</p>
基準財政収入額	<p>地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な税収入の一定割合により算定された額。</p>	<p>標準的な地方税収入×75%+地方譲与税等</p>
合併算定替	<p>市町村合併後の普通交付税算定において、本来は合併後一つの団体として交付税算定(一本算定)を行うが、合併後、一定の期間については合併前の旧団体があつたものとして算定した結果と一本算定とを比較して、大きい方の額を適用する特例的な算定方法。</p>	

## 地方財政に係る主な用語の解説 ④

用語	内容
普通会計	普通会計とは、統計上の概念で、個々の地方公共団体の会計には一般会計のほかに多くの特別会計があり、これらの会計は同一基準で区分されていないため、全国の地方公共団体の財政状況を統一的な基準で把握するために用いられる統計上の区分である。通常、一般会計とすべての特別会計(公営事業会計以外の会計)を総合して一つの会計としてまとめたものとされている。
一般財源	地方税、地方譲与税、地方交付税など、用途が特定されずどのような経費にも充当できる財源。
特定財源	国庫(県)支出金、地方債など、用途が最初から決まっいて自由に充当できない財源。
自主財源	地方税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入で、地方公共団体が自主的に収入しうる財源。
依存財源	国庫(県)支出金、地方債など、国(県)等の決定などにより交付されたり、借入れたりする財源。
義務的経費	人件費、扶助費、公債費など、歳出のうち、支出することが義務づけられていて任意に削減することが困難な経費。
投資的経費	歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総計をいう。
人件費	職員に支給される給与、退職手当、共済組合事業主負担金等のほか、首長や議会議員などの特別職に支給される給与などの総額。
扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの法令に基づいて支出される経費。法令に基づくもののほか、地方公共団体独自の当該支出も含まれる。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外に地方公共団体が支出する消費的経費。旅費、備品購入費、使用料及び賃借料などが含まれる。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金や一時借入金利子の支払いに要した経費。
普通建設事業費	道路、橋梁、学校、公民館など公共用又は公用施設の新增設等の建設事業に要する経費。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法5条の特例として発行される地方債で、各地方公共団体の基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。 臨時財政対策債については、実際の借入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を基準財政需要額にすることとされている。
合併特例債	合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費又は合併後の市町村が行う一定の基金の積立てに要する経費について、財源とすることができる地方債。元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される。
地方債現在高	当該地方公共団体が発行した地方債の年度末残高。
積立金現在高	当該地方公共団体が積み立てた基金の年度末残高。
基金	地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられた資金または財産。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられた基金。
減債基金	地方債の償還及びその信用の保持のために設けられる基金で、後年度の地方債元利償還金に充当するために積み立てられる。
その他特定目的基金	財政調整基金、減債基金以外の基金。